

答 申 案 件 の 概 要

件名	行政文書開示決定通知書（肝炎ウィルス検査事業要綱）にかかる起案決裁文書についての一部開示決定処分に対する異議申立て（情報公開・個人情報保護審査会答申第34号）					
経緯	開示請求年月日	平成26年10月31日	異議申立年月日	平成26年12月26日	担当課	開示決定等 がん・生活習慣病対策課
	開示決定等年月日	平成26年11月12日	諮問年月日	平成27年1月9日	異議申立て	がん・生活習慣病対策課
対象行政文書	青森県知事の行政文書開示決定通知書（指令第2373号、平成26年10月20日付け）にかかる起案決裁文書					
本件処分の内容	一部開示決定 (不開示部分) 開示請求者の氏名、住所（以下「本件情報」という。） (不開示理由) 青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第7条第3号（個人情報）該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。					
異議申立ての趣旨	本件情報についての不開示決定を取消し、開示するとの決定を求める。					
審査会の結論	青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。					
審査会の判断要旨	<p>○ 不開示情報該当性（条例第7条第3号）について</p> <p>(1) 本件情報について</p> <p>ア 本件処分においては、本件行政文書に記載された本件情報は、<u>「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。</u>よって、本件情報は、条例第7条第3号本文に該当する。</p> <p>イ 本件情報は、<u>「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと認められる。</u>以上から、本件情報は、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。</p> <p>(2) よって、<u>本件情報は、条例第7条第3号に該当する。</u></p> <p>○ 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）について</p> <p>ア 異議申立人は、本件情報は異議申立人本人の情報であり、本人の内容を本人に対して保護することは条例の趣旨からして不当である旨主張している。</p> <p>イ 本条は、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合に、実施機関の高度な行政的判断による、いわゆる裁量的開示を認めた制度である。</p> <p>ウ <u>条例における開示請求権は、何人に対しても等しく認める権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されることはないのであるから、請求者の如何によって、裁量的開示をするということはない。</u>よって、<u>請求者本人の情報であるということをもって、本条による裁量的開示が必要となる、ということはない。</u></p> <p>-----</p> <p><結論> 以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当する。</p>					